

保育専門委員会の設置について

令和 7 年 6 月 2 日

こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会決定

1. 目的

「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について（諮問）」（令和 7 年 4 月 25 日諮問第 3 号）を受け、保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準等に関する重要事項の調査審議を行う中央教育審議会と緊密に連携しつつ、同諮問で示された事項について専門的に検討を行うため、こども家庭審議会運営規則第 6 条及びこども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会運営細則に基づき、こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会の下に、「保育専門委員会」を設置する。

2. 主な検討事項

- （1）保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方
- （2）その他

3. その他

保育専門委員会の庶務は、成育局成育基盤企画課が行う。